

令和7年（フ）第7366号

埼玉県川越市大字山田753―5  
破産者 石井 純

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第510号

東京都杉並区阿佐谷南3丁目46―2―202  
破産者 大谷 京子

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第778号

東京都江戸川区松島1―29―3  
破産者 株式会社コラソン

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第779号

千葉県浦安市明海1丁目3―7―401  
破産者 三澤 信昭

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第783号

東京都葛飾区宝町1丁目11―8  
破産者 阿部 衿子

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第826号

東京都八王子市千人町1丁目5番15―1104号  
破産者 株式会社オーシーテクノ

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1052号

東京都練馬区中村北3丁目10番9号  
破産者 株式会社K T M

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1089号

東京都中野区松が丘1―1―17 トーキョービル201  
破産者 株式会社吉田興業

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1683号

東京都目黒区八雲5丁目3番3号  
破産者 有限会社ノービック

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1750号

東京都世田谷区代田4丁目24―3―203  
破産者 栗原 大地

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1898号

東京都墨田区文花1丁目3―13―201  
破産者 大野 光明

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2529号

東京都品川区東中延2丁目8―11―606  
破産者 西村 仁美

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2737号

東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号 桑野ビル2階  
破産者 一般社団法人あまいろソーシャル・オフィス

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3039号

東京都台東区台東2丁目3―7―502  
破産者 横野 北斗

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3253号

東京都大田区北千束2丁目16―7  
破産者 楠 吉佐

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3261号

茨城県水戸市城南2丁目5番19号  
破産者 株式会社A―s t y l e

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3262号

東京都新宿区北新宿3丁目3―4―303  
破産者 高野 純一

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3329号

東京都葛飾区柴又5丁目32番5号  
破産者 株式会社S o u r i

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3340号

東京都西東京市富士町4丁目12番5号 東伏見ハイム101  
破産者 株式会社S K E

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3341号

東京都西東京市富士町4丁目12―5―101  
破産者 榮 久仁

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3352号

東京都練馬区石神井町3丁目27番6号 ヴィラ・シャルマン401号  
破産者 株式会社Y M

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3618号

東京都港区麻布十番1丁目8番13号―B 1  
破産者 株式会社o f f i c e S a c r a

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所民事第20部